

重要事項説明書

記入年月日	
記入者名	
所属・職名	

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和4年8月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙3の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1 事業主体概要

種類	法人	
	※法人の場合、その種類	有限会社
名称	(ふりがな) ゆうげんがいしゃだいわきかく 有限会社大和企画	
主たる事務所の所在地	〒807-1133 北九州市八幡西区馬場山緑5番25号	
連絡先	電話番号	093-619-4165
	FAX番号	093-619-4166
	メールアドレス	anshinkan@festa.ocn.ne.jp
	ホームページアドレス	http://www/anshincare.jp
代表者	氏名	末広正信
	職名	代表取締役
設立年月日	H15年 7月 17日	
主な実施事業	別添1	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ あんしんかん 住宅型有料老人ホームあんしん館	
所在地	〒807-1133 北九州市八幡西区馬場山緑5番25号	
主な利用交通手段	最寄駅	筑豊電気鉄道楠橋駅下車徒歩 約16分
	交通手段と所要時間	バス利用の場合 ・西鉄バス「緑ヶ丘」下車徒歩 約15分
連絡先	電話番号	093-619-4165

	F A X 番号	093-619-4166
	メールアドレス	anshinkan@festa.ocn.ne.jp
	ホームページアドレス	http://www/anshincare.jp
管理者	氏名	安部雅子
	職名	管理者
建物の竣工日		平成 27 年 5 月 18 日
有料老人ホーム事業の開始日		平成 27 年 6 月 1 日

(類型)【表示事項】

住宅型

3 建物概要

土地	敷地面積	2.452.42 m ²				
	所有関係	事業者が自ら所有する土地				
建物	延床面積	全体	1.608.00 m ²			
		うち、老人ホーム部分	1.608.00 m ²			
	耐火構造	耐火建築物				
	構造	鉄骨造				
	所有関係	事業者が自ら所有する建物				
居室の状況	居室区分	全室個室				
	【表示事項】	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有	無	13.55 m ²	38	一般居室個室
	タイプ2	有	無	14.40 m ²	2	一般居室個室
	タイプ3	無	無	15.50 m ²	1	一般居室個室
共用施設	共用便所における便房	3ヶ所	うち車椅子等の対応が可能な便房			2ヶ所
	共用浴室	2ヶ所	個室			2ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	2ヶ所	チェアー浴			2ヶ所
	食堂	あり				
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし				
	エレベーター	あり (ストレッチャー対応)				
消防用設備等	消火器	あり				
	自動火災報知設備(A)	あり				
	火災通報設備(B)	あり				
	A, Bの連動	あり				
	スプリンクラー	あり				
	防火管理者	あり				
	防災計画	あり				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	入居者様の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した生活を営む事が出来るように、又、入居者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持並びにご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図る為のお手伝いを行います。
サービスの提供内容に関する特色	利用者様の望む生活の実現に向け、日々の関わりを通してニーズの把握に努めます。
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施
食事の提供	自ら実施
洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施
健康管理の供与	自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	自ら実施
生活相談サービス	自ら実施

(医療連携の内容)

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助			
協力医療機関	1	名称	ホームクリニック八幡	
		住所	北九州市八幡西区楠橋 65-2	
		診療科目	内科・精神科	
		協力科目	内科・精神科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり
			診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり
	2	名称	ひかりクリニック	
		住所	北九州市八幡西区鷹の巣 1-18-9 鷹の巣中央ビル 502	
		診療科目	内科・精神科	
		協力科目	内科・精神科	
協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり		
	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり		
新興感染症発生時に連携する医療機関	1	あり		
	医療機関の名称	ひかりクリニック		
	医療機関の住所	北九州市八幡西区鷹の巣 1-18-9 鷹の巣中央ビル 502		
協力歯科医療機関	名称	ごとう歯科クリニック		
	住所	遠賀郡水巻町頃末南 3 丁目 1-1-1F		
	協力内容	入居者の口腔状態の把握・管理と継続的な治療の提供		

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合	
判断基準の内容	介護度の変更により介助が必要と判断された場合	
手続きの内容	ご本人様・ご家族様の説明	
追加的費用の有無	なし	
居室利用権の取扱い	全居室の状態の確認	
前払金償却の調整の有無	なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	なし
	便所の変更	なし
	洗面所の変更	なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	なし
	要支援の者	あり
	要介護の者	あり
留意事項	入居後、自立判断については入居の継続を検討します。	
契約の解除の内容	管理規定・契約書の記載内容によって解除します。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	管理規定・契約書の記載内容によって解除します。
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	あり (内容：通常居室使用にてサービスを提供します。)	
入居定員	41人	

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1、※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1
直接処遇職員	1	2	1	1.2
介護職員	3	2	1	1.2
看護職員	0	0	0	0
事務員	2	0	2	1.2
その他職員	5	0	5	1.2
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	0	0	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (時 分～ 時 分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
介護職員	2人	1人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		あり								
	業務に係る資格等		あり								
	資格等の名称		介護福祉士								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経業 験務 年に 数従 に事 応し じた	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1年以上3年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法	一部前払い・一部月払い方式	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	減額なし	
利用料金 の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費や水道光熱費等を勘案し改定する場合がある。

	手続き	運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知する。
--	-----	---

(利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要支援 2	要介護 4	
	年齢	86 歳	83 歳	
居室の状況	床面積	13.04 m ²	13.04 m ²	
	便所	①あり 2 なし	①あり 2 なし	
	浴室	1 あり ②なし	1 あり ②なし	
	台所	1 あり ②なし	1 あり ②なし	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	0 円	
	敷金	100,000 円(不課税)	100,000 円(不課税)	
月額費用の合計		116,770～円(税込)	116,770～円(税込)	
家賃		33,000 円(非課税)	33,000 円(非課税)	
サービス	特定施設入居者生活介護の費用※1		円	
	介護保険外※2	食費	50,700 円(税込) (軽減) (3食30日計算の場合)	50,700 円(税込) (軽減) (3食30日計算の場合)
		管理費	17,600 円(税込)	17,600 円(税込)
		共益費	9,750 円(非課税)	9,750 円(非課税)
		介護費用	0 円	0 円
		水道光熱費	3,300 円(税込)	3,300 円(税込)
		防火カーテン代(初回のみ)	8,800 円(税込)	8,800 円(税込)
		その他	2,420～円(税込)	2,420～円(税込)
有料老人ホーム事業として受領する費用(介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない)				

(前払金の受領)

費用	算定根拠
家賃	介護・生活支援費
敷金	100,000 円(不課税)
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	事務管理部門の人件費及び事務費、入居者に対する日常生活費支援サービス提供の為の人件費・事務費・居室・共用施設の維持管理費
食費	朝食 330 円・昼食 680 円・夕食 680 円(消費税込)
共益費	入居者全員が利用する設備やサービスの維持・運営する為の費用
防火カーテン代	施設など、防火カーテンの使用が義務づけられています。
水道光熱費	光熱水費に掛かる利用料は、光熱水費に相当する額とする。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2

その他のサービス利用料	ご入居者の状態、サービスの利用状況により異なります。
-------------	----------------------------

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	4人
	女性	36人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	2人
	75歳以上85歳未満	10人
	85歳以上	28人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	1人
	要介護1	6人
	要介護2	10人
	要介護3	11人
	要介護4	7人
	要介護5	5人
入居期間別	6ヶ月未満	9人
	6ヶ月以上1年未満	6人
	1年以上5年未満	21人
	5年以上10年未満	4人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	91.5歳
入居者数の合計	41人
入居率※	100%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	2人
	医療機関	6人
	死亡者	0人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	1人
		(解約事由の例) 暴力行為など発生した為
	入居者側の申し出	8人

		(解約事由の例) 医療行為が必要だった為
--	--	----------------------

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		住宅型有料老人ホームあんしん館 苦情相談窓口
	電話番号		093-619-4165
	対応している時間	平日	9:00-17:00
		土曜	9:00-17:00
		日曜・祝日	9:00-17:00
定休日		なし	

(設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり	(その内容) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	(その内容) 職員によるサービス提供の際、賠償すべき事故が発生した時に賠償します。
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	なし
第三者による評価の実施状況	なし

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	(開催頻度) 年	2回
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	あり	
	指針の整備	あり	
	定期的な研修の実施	あり	
	担当者の配置	あり	
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	あり	
	指針の整備	あり	

	定期的な研修の実施	あり
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと	
	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録
		あり（感染症などの隔離が必要で居室での待機が出来ない場合）
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	あり
	災害に関する業務継続計画	あり
	職員に対する周知の実施	あり
	定期的な研修の実施	あり
	定期的な訓練の実施	あり
	定期的な業務継続計画の見直し	あり
提携ホームへの移行	なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	あり	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし	

添付書類 別添1（高齢者虐待防止・感染対策訓練・業務継続計画について）

別添2（事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス）

別添3（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

上記の契約を証するため、本書（重要事項説明書）2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区馬場山緑5番25号

事業者名 住宅型有料老人ホームあんしん館あんしん館

代表者名 代表取締役 末 広 正 信 印

<利用者> 住 所

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

氏 名 印

当事業所における個人情報の利用について

当事業所では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。

下記目的以外には利用しません。

- ① 利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険請求のための事務
- ③ 当社の行う管理運営業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- ④ 他の医療機関・介護機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等）

※ 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

※ 使用する条件

- (1)個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2)個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

個人情報の使用について同意します。

(続柄) (家族の氏名) 印

ご家族様が同席出来ない場合や遠方におられる場合、今回電話にて確認を行った。

電話確認日：令和 年 月 日（ 時 分）担当者：

(続柄) (家族の氏名)

住宅型有料老人ホームあんしん館

代表取締役 末 広 正 信

【住宅型有料老人ホームあんしん館 ご利用・入居時 リスク説明書】

あんしん館では、利用者が快適な日中の生活を送られますように、送迎時等も含め安全な環境作りに努めておりますが、ご利用に際し、利用者様の身体状況や内服薬の影響・疾病等の様々な原因による下記の様な危険性が伴うことを充分にご理解ください。（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子、椅子等からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。又、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 高齢に伴い皮膚や血管が弱くなっていますので、少しの摩擦でも表皮剥離が生じたり、軽度の打撲においても皮下出血が生じやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 緊急時の対応は手順書通りに行いますが、ご本人様がもたれている病気により命に危険がおよぶ場合があります。
- 送迎車の運転に関しては十分に注意をし、安全運転に努めていますが、防げない不慮の事故に遭う恐れがあります。又、高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。急変時に心肺蘇生など行えない場合があります。
- 入浴中は特に血圧の変動や体調の変化が予測され、急変・急死される場合もあります。
- 緊急時への対応でご家族への連絡をさせていただきますので、緊急連絡先は常に連絡が取れるようにしてください。
- 避難訓練を月に1回行っておりますが、自然災害・火災の被災にあった際に、急変・急死される場合もあります。急変時に心肺蘇生など行えない場合があります。
- 風邪、インフルエンザ、コロナウイルス、消化器系、皮膚疾患等の感染症について、予防策は講じておりますが、多数の利用者様が集う場所ですので、感染の可能性はご自宅より高まります。
- 私物は紛失等の可能性があるので氏名の記入をしてください。
- 火器類（電子レンジやライター等）、刃物類（先の尖ったハサミや包丁等）は怪我や事故の可能性がります。持ち込まないようにしてください。
- 貴重品（現金・通帳・貴金属・実印等）は紛失・破損の可能性がります。持ち込む場合は入居者様の自己管理となりますので紛失・破損があった場合は当施設では一切の責任を負いかねます。（やむを得ない場合等は事前に施設管理者にご相談下さい）

- 現金類については住宅型有料老人ホームあんしん館 事務課にて立替えを行えます。ご利用される場合は限度額 3,000 円までとさせて頂きご入居者様へお渡し致します。手元にないと不安になってしまう方は万が一紛失してもあきらめのつく額を管理者・ご家族様等とご相談されてお持ちください。

万が一の補償について(事故・障害等の場合のみ)

当施設では、職員の介助中や職員の行為・行動を起因とする事故・傷害等の賠償に対応するため賠償責任保険に加入していますが、利用者様自身での行為・行動による事故・傷害等では、賠償の対象とならず、保険適用にならない場合があります。

私は、上記項目及びその他予想される利用時のリスクについて、担当者より説明を受け、十分に理解しました。

令和 年 月 日

<利用者> 氏名: _____ 印

<利用者代理人(選任した場合)>

続柄: _____ 氏名: _____ 印

ご家族様が同席出来ない場合や遠方におられる場合、今回電話にて確認を行った。

電話確認日：令和 年 月 日 (時 分) 担当者：

(続柄) _____ (家族の氏名)

（高齢者虐待防止）虐待防止に係る検討委員会の設置

- ① 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
 - ② 委員会の委員長は、事務長（中野）が務める。
 - ③ 委員会の委員は、事務長、各事業所の管理者と看護職員とする。
 - ④ 委員会は、年4回、委員長の招集により開催する。
- #### 2 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ① 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
 - ② 研修は指針に基づいた研修プログラムを年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
 - ③ 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。
 全職員：年2回開催 新入社員：入社時に開催
 研修講師は、管理者が行う
 研修内容の詳細（開催日時、講師、方法、内容等）は、研修1ヶ月前に、全職員に周知する。
- #### 3 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに北九州市【保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課（TEL）093-582-2407】に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
 - ② 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- #### 4 虐待等が発生した場合の相談報告体制
- ① 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
 - ② 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
 - ④ 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員長・事務長（中野）に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
 - ⑤ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ⑥ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
 - ⑦ 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
 - ⑧ 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）を参考に、対応することとする。

(感染対策・訓練) 感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

2 指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年 2 回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

全職員：年 2 回開催（目的：感染予防対策と感染症発生時の対応方法）

新入社員：入社時に開催（感染対策の重要性と標準予防策の理解）

研修講師は、管理者が行う

研修内容の詳細（開催日時、講師、方法、内容等）は、研修 1 ヶ月前に、全職員に周知する。

3 感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年 2 回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、管理者又は感染対策委員会が実施する。

訓練内容の詳細（開催日時、実施方法、内容等）は、訓練 1 カ月前に、全職員に周知する。

全職員：年 2 回開催

（感染対策の指針の確認や BCP を利用した行動確認、感染症発生時の対応訓練）

《業務継続計画の策定》業務継続計画（BCP）の策定に係る運営基準

●感染症にかかる業務継続計画

- ・平常時からの備え（体制構築、感染症予防の取組、備蓄品の確保等）
- ・初動対応（担当者の選任、マニュアルの整備等）
- ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有、事業継続の方策等）

●自然災害にかかる業務継続計画

- ・平常時の対応（建物設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、備蓄品等の確保等）
- ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、優先する業務、対応体制等）
- ・他施設及び地域との連携

《業務継続計画に関する研修の実施》

① 研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

② 研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行う内容とする。

●実施回数

感染症 BCP 研修 年 1 回以上実施する。自然災害 BCP 研修 年 1 回以上実施する。

《業務継続計画に関する訓練の実施》

① 訓練の内容

業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習等について訓練を実施する。机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

② 実施回数

感染症 BCP 訓練 年 1 回以上実施する。自然災害 BCP 訓練 年 1 回以上実施する。

介護サービスの種類		設置の状況	事業所の名称	所在地
【居宅サービス】				
訪問介護		なし		
訪問入浴介護		なし		
訪問看護		なし		
訪問リハビリテーション		なし		
居宅療養管理指導		なし		
通所介護	あり		併設	デイサービスあ んしん館 北九州市八幡西 区馬場山緑5番 25号
通所リハビリテーション		なし		
短期入所生活介護		なし		
短期入所療養介護		なし		
特定施設入居者生活介護		なし		
福祉用具貸与		なし		
特定福祉用具販売		なし		
【地域密着型サービス】				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		なし		
夜間対応型訪問介護		なし		
地域密着型通所介護	あり		同区内	デイサービス小 春日和 北九州市八幡西 区町上津役東1 丁目3番37号
認知症対応型通所介護		なし		
小規模多機能型居宅介護		なし		
認知症対応型共同生活介護		なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護		なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		なし		
看護小規模多機能型居宅介護		なし		
【地域密着型介護予防サービス】				
介護予防認知症対応型通所介護		なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護		なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護		なし		
介護予防支援		なし		
【介護保険施設】				
介護老人福祉施設		なし		
介護老人保健施設		なし		
介護医療院		なし		
【介護予防・日常生活総合事業】				
訪問型サービス		なし		
通所型サービス	あり		併設	・デイサービス あんしん館 ・デイサービス 小春日和 ・北九州市八幡 西区馬場山緑5 番25号 ・北九州市八幡 西区町上津役東 1丁目3番37 号
その他の生活支援サービス		なし		

別添3 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					なし	
	個別の利用料で実施するサービス（利用者が全額負担）				備 考 （都度の料金の説明など）	
		包含※2	都度※2			
				料金※3		
介護サービス						
食事介助		あり		○	300 円	一回毎
排せつ介助・おむつ交換		あり		○	100 円	
おむつ代		あり		○	150 円	尿取りパット 100 円
入浴（一般浴）介助・清拭		あり		○	2,000 円	
特浴介助	なし					
身辺介助（移動・着替え等）		あり		○	200 円	整容介助 100 円
機能訓練	なし					
通院介助		あり		○	700 円	身体介助を行う場合 900 円
生活サービス						
居室清掃		あり		○	850 円	30 分毎
リネン交換	なし					
日常の洗濯		あり		○	300 円	1 回につき（施設対応の場合） 月額（施設対応の場合）4,000 円 業者洗濯 3,300 円
入居者の嗜好に応じた特別な食事		あり		○	0 円	とろみ等は自己負担
おやつ	なし					
理美容師による理美容サービス		あり		○	1,500 円	
買い物代行・通院代行等		あり		○	700 円	30 分毎 身体介助を行い場合 900 円
金銭・貯金管理	なし					要相談
金銭・貯金管理	なし					要相談
健康管理サービス						
健康相談・生活指導・栄養指導	なし					
服薬支援		あり		○	50 円	1 回
定期健康診断		あり		○	円	希望者のみ
入退院時の同行		あり		○	700 円	身体介助を行う場合 900 円（30 分毎）
入院中の洗濯物交換・買い物		あり		○	700 円	30 分毎

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。